



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 : ゼビオ株式会社
(コード: 8281 東証第一部)
代表者名: 代表取締役社長 諸橋 友良
問合せ先: 常務執行役員 中村 和彦
TEL 03-6870-6008

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、現行定款第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 28 条第 2 項を変更する議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(注) 平成 27 年 5 月 8 日付「持株会社体制への移行に伴う会社分割及び定款変更(商号及び事業目的の変更)に関するお知らせ」にてお知らせいたしました持株会社体制への移行に伴う定款変更の内容も含まれております。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条 (商号) 当社はゼビオ株式会社と称し、英文では、XEBIO CO., LTD. と表示する。	第 1 条 (商号) 当社は <u>ゼビオホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、XEBIO <u>holdings</u> CO., LTD. と表示する。
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を <u>営む</u> ことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当社は、次の事業およびこの関連事業を <u>営むこと、ならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
1. 百貨小売業およびこれに関連する商品の製造、加工、卸売業 2. たばこ類の小売、古物の販売業 3. 写真の現像、焼付、引伸等の写真業 4. 不動産の売買および賃貸借、ならびにその仲介業	1. ~16. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>5. 飲食店、プレイガイド、遊戯場、スポーツ教室、文化教室および駐車場の経営</p> <p>6. 音声、映像のソフトウェア、レコード、ビデオ、コンパクトディスク等の販売ならびに賃貸</p> <p>7. 医薬品、医薬部外品、化粧品および化学薬品の製造、販売</p> <p>8. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく損害保険代理業</p> <p>9. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>10. クレジットカードに関する業務</p> <p>11. 前号に付帯する金銭の貸付</p> <p>12. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証</p> <p>13. 各種企業の経営指導および業務受託</p> <p>14. 広告宣伝および出版業</p> <p>15. 倉庫業</p> <p>16. 公共施設の運営、管理</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p>17. <u>ホテル、旅館その他宿泊施設の経営</u></p> <p>18. <u>旅行業法に基づく宣伝広告および旅行代理業</u></p> <p>19. <u>一般貸切旅客自動車運送事業</u></p> <p>20. <u>一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>職業紹介事業</u></p> <p>22. <u>各種情報収集、分析、処理、提供および販売業務</u></p> <p>23. <u>インターネットおよびイントラネット等のネットワークを利用したWEBシステムの企画、設計、開発、販売、運用および保守、管理</u></p>
<p>17. 前各号に付帯する一切の業務 第3条～第27条 (条文省略)</p>	<p>24. (現行どおり) 第3条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p>
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第40条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第40条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p><u>第1条 第1条および第2条の変更は、平成27年10月1日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

（注）現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）に係る定款変更の効力発生日は、平成27年10月1日を予定しております。

以上